

令和2年12月4日

各指定障がい者支援施設 管理者 様
各指定障がい児入所施設 管理者 様
各指定共同生活援助事業所 管理者 様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい福祉課長
障がい支援課長
運営指導課長

障がい者支援施設等における感染防止対策の徹底及び
感染者発生時における適切な対応のための備えについて

平素は、本市福祉行政の推進にあたり多大なご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。
この間、新型コロナウイルスの感染拡大防止の対応等により、皆様方には事業運営に大変ご苦労をいただいていることと存じます。
現在、全国的に新型コロナウイルス感染者が増加の傾向にあり、市内の高齢者施設等から、感染者発生のご報告を多数いただいています。
入所施設等において一度感染者が発生すると、職員・利用者ともに感染者が続出し、クラスター化している状況にあります。
皆様方におかれましては、既に様々な工夫・調整により感染防止対策を講じていただいているかと存じますが、万一の感染者発生時に備え、次の点についてご留意いただきますようお願いいたします。

記

- 1 感染者・濃厚接触者となった利用者への対応及び個人用防護具の備蓄について
PCR検査の結果、感染者となった利用者については、感染者の増大に伴い医療機関との調整に時間を要し、直ちに入院ができない場合又は症状によっては当該施設内での療養となる場合があります。
感染が判明した場合、当該感染者に対し介護等で接触をする際には、マスク・手袋・ガウン・フェイスシールド（又はゴーグル）等の個人用防護具を必ず着用してください。濃厚接触者となった利用者に関しても同様です。
これらの個人用防護具については、1回のケアごとに交換する必要があり、また、品目によっては、品薄状態等ですぐに入手することができない場合があります。
これらを踏まえ、各施設等におかれましては、少なくとも数日分の個人用防護具をあらかじめ備蓄しておくようお願いいたします。
- 2 職員不足に備えた対応の検討について
職員が感染者又は濃厚接触者となった場合、一定期間勤務ができなくなることから、勤務する職員が不足する事態が想定されます。
既に法人内での職員の応援体制について検討がなされていることと存じますが、この間、応援業務がいわゆるグリーンゾーンでの行われるのみではなく、レッドゾーンにおいて感染者及び濃厚接触者へのケアを行うということが事前に職員に十分に伝わっていないこと等から、法人内職員の応援協力を得るのに時間を要する事態が生じています。
各施設等におかれましては、これらを踏まえた十分な検討や職員への周知を行っておくようお願いいたします。
なお、法人内での調整のうえでもなお、職員が不足する場合は、大阪府において新型コロナウイルス感染症に係る社会福祉施設等への応援職員派遣体制が構築されていますので、こちらもご参照いただき、感染者発生時に備えていただくよう重ねてお願いいたします。

【大阪府ホームページ】

〈新型コロナウイルス感染症に係る社会福祉施設等への応援職員派遣体制の構築について〉
<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/coronasien/index.html>

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい福祉課 Tel:06-6208-8071 Fax:06-6202-6962

障がい支援課 Tel:06-6208-7986 Fax:06-6202-6962

運営指導課 Tel:06-6241-6527 Fax:06-6241-6608